

納税地	523-0804 近江八幡市島町1634番地2F
法人名等	株式会社 心瑛
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 奥井 美香 殿

近江八幡法 第 4227 号

令和 4 年 7 月 5 日

近江八幡 税務署長
財務事務官

齊藤 裕二



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成30年 7月 1日至平成31年 4月30日事業年度 自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日事業年度 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日事業年度	自平成30年 7月 1日至平成31年 4月30日事業年度から 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日事業年度まで
地方 法人税	自平成30年 7月 1日至平成31年 4月30日課税事業年度 自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日課税事業年度 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日課税事業年度	自平成30年 7月 1日至平成31年 4月30日課税事業年度から 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日課税事業年度まで
消費税及 び地方消 費税	自平成30年 7月 1日至平成31年 4月30日課税期間 自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日課税期間 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日課税期間	自平成30年 7月 1日至平成31年 4月30日課税期間から 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日課税期間まで
源泉所得 税及び復 興特別所 得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税 及び復興特別所得税	自平成30年 6月11日至令和 3年11月10日に法定納期限が到 来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以下余白	

備考	
----	--